

平成30年5月10日

まちづくり委員会資料

川崎市自転車利用基本方針について

建設緑政局

川崎市自転車利用基本方針について

1 最近の自転車に関する国の動向

■国において、平成28年に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定や平成29年に「自転車活用推進法」が施行されるなど、近年、自転車を取り巻く環境に大きな変化が生じています。

年月	内容
平成27年6月	「道路交通法」の改正 ・危険行為を繰り返す自転車運転者に「自転車運転者講習」の受講の義務づけ
平成28年7月	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定 ・自転車ネットワーク計画策定の推進
平成29年5月	「自転車活用推進法」の施行 ・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進

○自転車活用推進法第8条（基本方針）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備 | ②路外駐車場の整備 |
| ③シェアサイクル施設の整備 | ④自転車競技施設の整備 |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発 |
| ⑨国民の健康の保持増進 | ⑩青少年の体力の向上 |
| ⑪公共交通機関との連携の促進 | ⑫災害時の有効活用体制の整備 |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進 | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

※基本方針は法令の文書を平易な表現に変えて表記しています。

2 これまでの取組と課題

(1) 通行環境整備

- ①約16kmの通行空間を整備
②現在、自転車通行環境整備実施計画に基づき、事故多発箇所などの整備を推進

整備形態	自転車道	自転車専用通行帯	車道混在
延長	4.3km	3.6km	7.8km

平成29年3月末現在

課題

自転車や歩行者が安全・安心して通行できる空間を確保するため、連続的な自転車通行環境整備が必要

(2) 駐輪対策

- ①駐輪場の整備
市営駐輪場
平成28年度末
136か所
46,524台整備
(バイク含まず)



- ②放置自転車の撤去活動
放置自転車は、5年前の約3割に減少(平日9時)



課題

利用者ニーズに対応するため、時間単位の利用料金設定や、チャイルドシート付などの大型自転車への対応が必要

(3) ルール・マナー啓発

- ①スケアードストリート方式の安全教室



- ②マナーアップ指導員による指導
平成28年度
約5,100件のマナーアップカード交付



課題

自転車利用ルールの認知度・遵守率の向上や交通違反に対する指導や啓発が必要

3 自転車利用基本方針について

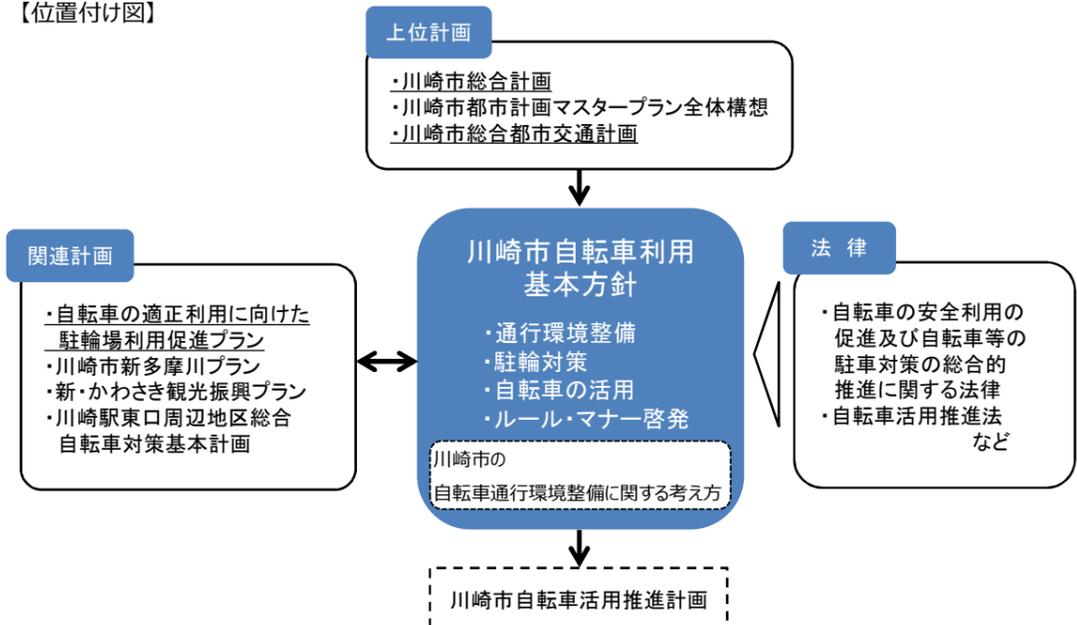
■目的

「通行環境整備」「駐輪対策」「ルール・マナー啓発」のさらなる取組の充実を図るとともに、「自転車活用推進法」の趣旨を踏まえ、「自転車の活用」という視点での新たな取組の実施に向けて、自転車利用の方向性を示す指針として策定したものです。

■基本方針の位置づけ

「川崎市自転車利用基本方針」は、「川崎市総合計画」や「川崎市総合都市交通計画」等を上位計画とし、関連計画としては、「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」等としています。

【位置付け図】



■自転車利用基本方針の考え方

視点	基本方針
通行環境整備	【方針1】安全で快適な自転車ネットワークの構築 【方針2】自転車通行環境の適正管理
駐輪対策	【方針1】駐輪場の利用促進 【方針2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保 【方針3】適正な自転車利用への誘導
自転車の活用	【方針1】自転車に親しむ機会の創出 【方針2】新たな分野への自転車の活用
ルール・マナー啓発	【方針1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上 【方針2】自転車の安全・安心利用に備える

川崎市自転車利用基本方針について

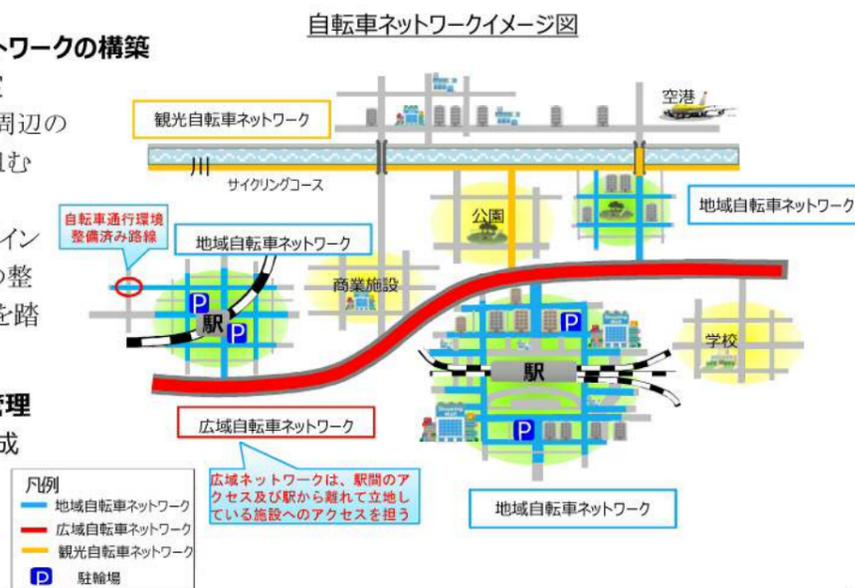
(1) 通行環境整備

【方針1】安全で快適な自転車ネットワークの構築

- 「自転車ネットワーク計画」の策定
 - ・自転車利用者が多い鉄道駅周辺のネットワーク化を優先して取り組む
- 状況に応じた通行空間の確保
 - ・自転車利用環境創出ガイドラインに基づき、自転車通行環境の整備形態について地域の実情を踏まえ検討

【方針2】自転車通行環境の適正管理

- 自転車通行環境整備台帳の作成
- 整備状況の情報発信



(3) 自転車の活用

【方針1】自転車に親しむ機会の創出

- サイクリスポートの環境づくり・市民の健康の保持増進・市民の体力向上
 - ・多摩川サイクリングコースの充実
 - ・民間活力を利用したサイクルイベントの開催 など
- 観光客の来訪促進・地域活性化の支援・シェアサイクル施設の整備
 - ・観光自転車ネットワークの構築
 - ・シェアサイクルの実証実験の導入検討 など

【方針2】新たな分野への自転車の活用

- 新たな分野への自転車の活用
 - ・公共交通との連携 など



(2) 駐輪対策

【方針1】駐輪場の利用促進

- 駐輪ニーズに応じた対応
 - ・時間利用駐輪場への見直しやチャイルドシート付など大型自転車への対応 など
- 施設情報の提供促進

【方針2】地域特性に合わせた駐輪場の適正な配置・確保

- 駐輪場の適正配置の検討
 - ・駅周辺の歩行者と自転車の輻輳低減に向けた駐輪場の配置検討 など
- 適正量の駐輪場確保

【方針3】適正な自転車利用への誘導

- 放置されにくい啓発手法の検討



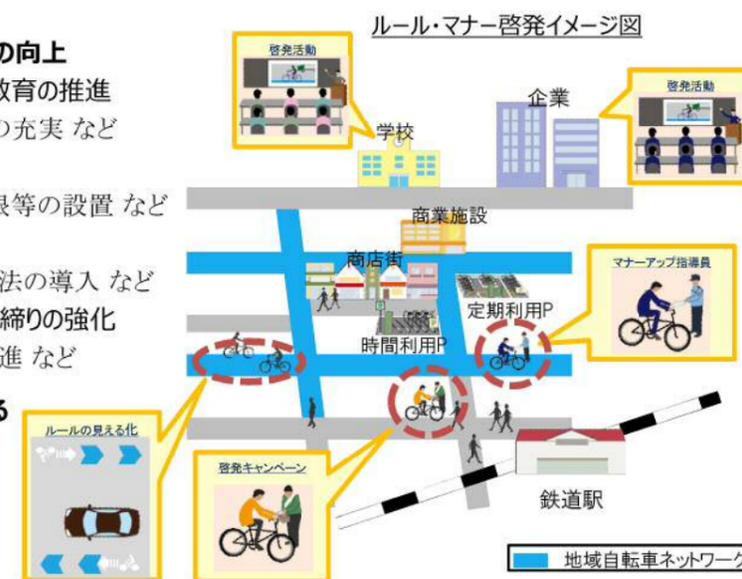
(4) ルール・マナー啓発

【方針1】交通ルールの周知・徹底とマナーの向上

- 年齢段階に応じた自転車等交通安全教育の推進
 - ・成人への交通安全教育の場、機会の充実 など
- 交通ルールの見える化の推進
 - ・自転車の通行位置を明示した矢羽根等の設置 など
- 自転車利用ルールの広報・啓発を推進
 - ・発信力、継続力のある広報、啓発方法の導入 など
- 交通ルール違反に対する指導・誘導・取締りの強化
 - ・マナーアップ指導員による指導の推進 など

【方針2】自転車の安心・安全利用に備える

- 損害補償保険の普及促進
 - ・損害賠償保険の加入促進に向けた手法の導入 など
- 自転車点検整備の促進



4 今後の取り組み

(1)「川崎市自転車活用推進計画」【平成31年度策定予定】

国においては、平成30年夏の閣議決定に向けて、「自転車活用推進計画」の策定を進めています。本市においては平成31年度に、国の計画を基本とし、本市の実情に応じた「川崎市自転車活用推進計画」を策定し、施策の実施に向けた取組を推進します。

(2)「自転車ネットワーク計画」【平成30年度策定予定】

「通行環境整備」の基本方針である「安全で快適な自転車ネットワークの構築」の早期実現に向け、平成30年度に「自転車ネットワーク計画」を策定してまいります。

(3)シェアサイクル実証実験【平成30年度開始予定】

シェアサイクルが観光客のアクセス手段の充実、商業活性化や放置自転車対策などに効果があるか平成30年度中に実証実験に着手し、導入の検討に取り組みます。

「川崎市自転車利用基本方針（案）」に関する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

これまで、自転車関連課題に対して通行環境整備、駐輪対策やルール・マナー啓発などさまざまな取組を推進してきました。

一方で、平成29年5月に自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため「自転車活用推進法」が施行され、自転車の活用が期待されるなど、自転車を取り巻く環境に大きな変化が生じています。このことから、さらなる取組の充実を図るとともに、魅力と活力に満ちたまちづくりを目指して、「自転車利用基本方針（案）」を取りまとめ、市民の皆さんからの御意見を募集いたしました。

その結果、21件の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市自転車利用基本方針（案）」に関する意見募集
意見の募集期間	平成29年12月1日（金）～平成30年1月5日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 ・建設緑政局総務部企画課
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 ・建設緑政局総務部企画課

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	7通（21件）
電子メール	7通（21件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の概要と対応

パブリックコメントで寄せられた意見は、各年齢段階における自転車教育への期待などルール・マナー啓発に関するものの他、自転車ネットワークの整備に関するものやシェアサイクル導入への期待に関するものなど、「川崎市自転車利用基本方針（案）」の趣旨に沿った意見のほか、自転車の活用における民間企業との連携についてなど、今後の取組を進める中で参考とする意見であったことから、当初公表した案のとおり「川崎市自転車利用基本方針」を策定するとともに、寄せられた意見については、今後の取組推進に活かしてまいります。

(1) 意見に対する本市の考え方の区分の説明

- A：意見を踏まえ、案を加筆・修正するもの
- B：案の趣旨に沿った意見であり、意見を踏まえ、取組を推進するもの
- C：意見を踏まえ、今後取組を進める中で参考とするもの
- D：案に対する質問・要望の意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見）

(2) 意見の件数と対応区分

項 目	市の考え方区分					計
	A	B	C	D	E	
1. 計画全般に関する事	0	1	2	0	0	3
2. 通行環境整備に関する事	0	2	0	2	0	4
3. 駐輪対策に関する事	0	1	0	1	0	2
4. 自転車の活用に関する事	0	2	1	0	0	3
5. ルール・マナー啓発に関する事	0	7	1	1	0	9
合 計	0	13	4	4	0	21

(3) 意見の概要と意見に対する本市の考え方

No.	意見の趣旨	意見に対する本市の考え方	区分
1. 計画全般に関する事			
①	「川崎市自転車利用基本方針」の策定及び自転車活用に向けた政策の展開は時宜を得た取組であるとともに、市民生活を良くすることにもつながると期待している。	今後、「川崎市自転車利用基本方針」に基づき、道路利用者のさらなる安全・安心の向上と自転車を活用したまちの魅力向上を図ってまいります。	B
②	今後、市民の自転車利用実態調査や市民意見の取組などを含め、計画の実施段階でのPDCAをどのようにするかを、本方針（案）に示しておくべきではないか。	本方針（案）は、川崎市の自転車利用に関する基本的な方向性を示したものであります。今後、具体的な取組実施に向けた「川崎市自転車活用推進計画」を策定する際、いただいた御意見を参考にさせていただきます。	C

③	<p>本方針（案）においても、その実施を担保するために、関係部署がどのように係わっているかを示すとともに、県警などとの協力体制をどのように構築するかについても示し、取り組んでほしい。</p>	<p>本方針（案）は、川崎市の自転車利用に関する基本的な方向性を示したものであります。今後、具体的な取組実施に向けた「川崎市自転車活用推進計画」を策定する際、いただいた御意見を参考にさせていただきます。</p>	C
2. 通行環境整備に関すること			
④	<p>自転車ネットワーク計画について、地域自転車ネットワークだけで満足することなく、地域自転車ネットワークをつなぐ主要道路や、並行する河川沿い道路等への自転車通行環境整備を求めたい。 （同趣旨ほか1件）</p>	<p>「第6章（1）通行環境整備、2）方針に基づく取組の方向性」のとおり、市内全域に自転車ネットワークを構築するため、地域自転車ネットワーク間を幹線道路などで結ぶ広域自転車ネットワークの構築についても取組を進めてまいります。</p>	B
⑤	<p>主要道路に並行する道路については、自動車が増えては本末転倒になるため、自動車を増やさない規制（軽車両を除く一方通行など）を同時に実施してほしい。</p>	<p>自転車通行環境整備については、これまで自転車事故多発箇所などへの通行環境整備を実施しており、今後、道路利用者のさらなる安全性・快適性の向上に向け、通行環境を網目状に整備する自転車ネットワークの構築に取り組んでまいります。</p>	D
⑥	<p>通行帯の幅といった、自転車通行空間の質に関する規定が無いようだが、一般の自転車利用者が圧迫感や恐怖心を覚える原因は自動車の速度と間隔であり、自転車通行帯が十分な幅が取れない道路では制限速度を下げる、車線数を減らして幅を確保するといった措置を同時に行うよう求めたい。</p>	<p>（この項目は上記の⑤と重複する内容のため、本文には記載されません。）</p>	D

3. 駐輪対策に関すること			
⑦	<p>近年、駐車場附置義務が見直され、削減されているが、それ以前に整備された過剰な駐車場については、それを自転車駐輪場に転換するための制度的な支援を求めたい。</p>	<p>附置義務駐車場の一部を駐輪場に変更する場合には、原則として附置義務台数以上に駐車施設があり、かつ、利用実態としても駐車場台数に余裕があることが必要です。この場合、附置義務条例に基づき、駐車場の台数を低減する駐車施設の特例承認の申請協議を行う必要があります。</p> <p>駐輪場の整備においては、平成 25 年より「民間自転車等駐車場整備費補助金制度」を導入しました。これにより、民間事業者が駐輪場を整備しやすい環境を作り、市内の駐輪場の収容台数を増加させ、放置自転車の削減や歩行者等の安全かつ円滑な通行空間の確保を図っています。</p>	D
⑧	<p>本方針（案）には、駐輪場の収容台数に余剰があっても路上駐輪があるという資料があるが、これは例えば通勤通学向けの駐輪場と買物等施設利用の駐輪場など、用途ごとに見ないとあまり意味がない。今後は用途ごとなど細かく分析することで、整備と需要が一致するよう求めたい。</p>	<p>現在、市営駐輪場においては、多くが定期利用または1日単位の一時的利用となっており、買物等施設利用者向けの時間単位の利用設定がなされている駐輪場は少ない状況です。</p> <p>今後につきましては、「第6章、(2) 駐輪対策、2) 方針に基づく取組の方向性」のとおり、利用者の用途・ニーズを把握することにより、買物等施設利用が多い地域においては、「定期・一時利用駐輪場」から「時間利用駐輪場」への見直しに向けた取組を推進するなど、地域特性に合わせた駐輪場の確保に努めてまいります。</p>	B

4. 自転車の活用に関すること			
⑨	<p>日常利用の自転車のことだけでなく、観光客誘致のために自転車を活用したらどうか。例えば、藤子・F・不二雄ミュージアムや生田緑地は、駅から遠いことから、歩いて見てまわるのは大変である。ここに、シェアサイクルやモデルコース、多言語表記の案内を整備し、訪れやすい環境を整えるなど、外国人訪問客も増えるように観光に力を入れるべきである。</p>	<p>自転車を活用した観光につきましては、「第6章、(3) 自転車の活用、2) 方針に基づく取組の方向性」のとおり、多摩川サイクリングコースの充実を図るとともに、生田緑地や等々力緑地などの観光資源を自転車で快適に回遊できる自転車観光ネットワークの構築に向けた取組を推進してまいります。</p>	B
⑩	<p>川崎市内ではレンタサイクルが非常に少なく、利用したくても利用できない状況にあるが、業務や観光はもちろん、保有自転車の代替としてのシェアサイクルを含めた導入に取り組むことで、自転車利用の幅が広がるものと期待したい。</p>	<p>シェアサイクルについては、「第6章 (3) 自転車の活用、2) 方向に基づく取組の方向性」のとおり、観光客のアクセス手段の充実、商業活性化や放置自転車対策などに効果があるか実証実験を行い、導入の検討に取り組んでまいります。</p>	B
⑪	<p>自転車の活用の視点【方針1】自転車を親しむ機会の創出において、「自転車に関する施設や企業、多摩川サイクリングコースや平坦な地形など、特色を活かした自転車の観光利用の検討に取り組みます。」との記載があるが、市内の自転車関連企業との連携を検討してほしい。</p>	<p>方針1に掲げております「自転車を親しむ機会の創出」につきましては、民間活力を利用し、様々な取組を推進していくことが、重要と考えておりますので、いただいた御意見を参考に、自転車関連企業等との連携に取り組んでまいります。</p>	C
5. ルール・マナー啓発に関すること			
⑫	<p>成人に対する教育の場の提供は大変有意義なものであり、大いに期待したい。</p>	<p>現在、企業や町内会・自治会などを対象に、交通安全教室等の申請を受け付けており、申請があった団体には、職員等を派遣し、啓発活動を実施しているところです。</p> <p>今後、「第6章 (4) ルール・マナー啓発、2) 方針に基づく取組の方向性」のとおり、区民祭等の成人や高齢者が集まる機会を利用した交通安全教室や啓発活動を行うなど、成人への交通安全教育の場・機会の充実を図ってまいります。</p>	B

⑬	<p>自転車利用ルールの講座等を開催しても、参加者を増やすことが難しい。そこで、市役所が率先して市民に参加を促すよう動機付けをすることを期待したい。</p>	<p>区民祭等による市民が集まりやすいイベントを利用するなど、時間的に参加が難しい方々にも交通安全意識の向上に向けた取組を実施してまいります。</p>	B
⑭	<p>講習等の受講者を比較的集めやすい企業向け、町会・自治会向けに広報し、講師の派遣や教材の提供などで支援するような取り組みにも期待したい。</p>	<p>現在、企業や町内会・自治会などを対象に、交通安全教室等の申請を受け付けており、申請があった団体には、職員等を派遣し、啓発活動を実施しているところです。</p>	B
⑮	<p>小中学校での取り組みや、自転車店の協力にも期待したい。</p>	<p>小学校、中学校等では、段階的な交通安全教室を行っております。また、自転車関係団体等の協力についても重要と考えておりますので、効果的な取組について検討してまいります。</p>	B
⑯	<p>スケアードストレートは、いたずらに恐怖心を植え付けるばかりで、安全な利用への効果は薄いという指摘も聞かれる。あれはダメこれはダメという安全教育だけではなく、どのように走れば安全に走れるのかを指導するように心がけてほしい。</p>	<p>本市におきましては、小学生には、「自転車の安全な乗り方教室」を行い、自転車の利用に慣れた中学・高校生以上を中心に、スケアードストレート方式の交通安全教室を開催し、段階的な交通安全教室を行っております。</p> <p>今後も、「第6章(4)ルール・マナー啓発、2)方針に基づく取組の方向性」のとおり、警察署や関係団体と連携を図り、交通安全教室を行ってまいります。</p>	B

⑰	<p>川崎市での自転車所有者は登録制とした上で「自転車運転者講習」の受講を全自転車所有者に義務付けることで、放置自転車と交通法令・ルール・マナー違反への効果的な対策すべく、制度設計の検討を進めてほしい。</p>	<p>現在、本市においては、自転車等の放置が多い地域に整理誘導員を配置し、駐輪場への誘導などを実施しております。今後も、整理誘導員の効果的な配置と声かけにより、駐輪場の利用促進に努めることで、放置自転車対策を推進してまいります。</p> <p>また、マナーにおいては、各季のキャンペーンや、強化月間における啓発活動、幼児から高齢者までの段階別交通安全教室のほか、自転車マナーアップ指導員を自転車交通事故多発地域に派遣し、交通マナー・ルールの違反者に直接声かけして、是正を促す取組を行っており、今後も、警察署や関係団体と連携を図り、効果的な啓発活動を検討してまいります。</p> <p>なお、いただいた御意見の自転車所有者の登録制や「自転車運転者講習会」については、今後の施策推進の上での参考とさせていただきます。</p>	C
⑱	<p>平成23年の警察庁通達のとおり自転車は車両であることを徹底するため、交差点で自転車は車道の信号機に従うこと、一方通行を守ることを教育・指導・取締りに関して徹底することを求めたい。</p>	<p>自転車乗用中の信号の見方や一方通行の遵守などの教育・指導については、交通安全教室等で注意喚起等を図るほか、自転車マナーアップ指導員を自転車交通事故多発地域に派遣し、交通ルールやマナーの違反者に直接声かけして、是正を促す取組を行っているところです。</p> <p>また、取り締まりにつきましては、警察署の管轄になりますことから、今後も警察署と連携を図り、効果的な啓発活動等を検討してまいります。</p>	B
⑲	<p>「交差点における自転車事故」の図入りの資料は、左側通行の大切さを示す良い資料であるため、教育や講習、啓発の場で積極的に活用してほしい。</p>	<p>交通安全教室等にて、同様の教材を使用し講話をさせていただいておりますが、今後につきましても、誰にでも分かりやすい自転車利用ルールブックを作成するなど、効果的な教材等の活用を行ってまいります。</p>	B

⑳	自転車の交通ルール違反に対する取り締まりをもっと強化してほしい。	取り締まりにつきましては、警察署の管轄になりますが、自転車マナーアップ指導員を自転車交通事故多発地域に派遣し、交通ルールやマナーの違反者に直接声かけして、是正を促す取組を行っているところです。今後も、警察署や関係団体と連携を図り、効果的な啓発活動等を検討してまいります。	D
---	----------------------------------	---	---